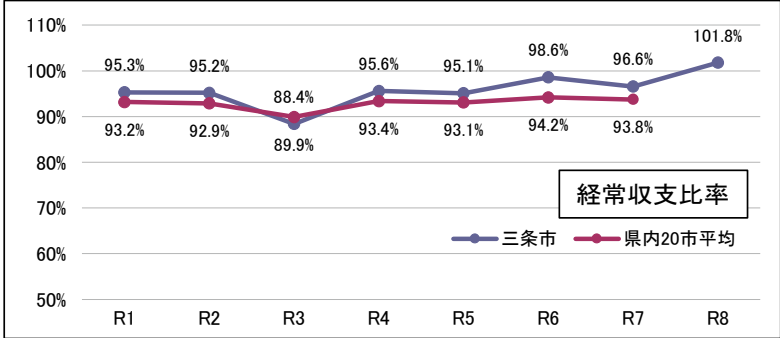
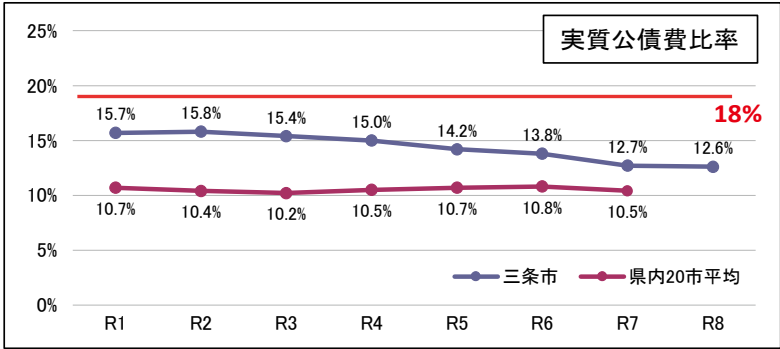
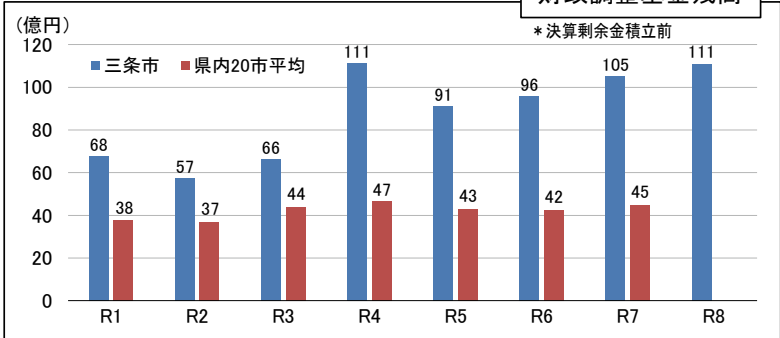


財政状況について

実質公債費比率などの財政状況を表す指標は、大型建設事業の影響などにより県内20市の平均値と比較すると高くなっており
ます。
実質公債費比率は、金利の上昇による利子の増加の影響を受けるものと見込んでおり、金利の動向を注視し公債費抑制対策を
実施していきます。
経常収支比率は、物価高騰による影響のほか、老朽化に伴う公共施設の修繕経費の増加や人事院勧告に伴う人件費の高騰な
どにより上昇すると想定しています。財政調整基金残高が確保されている現時点においては経常収支比率が高い状態にあっても
財政運営に大きな支障はないと考えられますが、後年度の財政負担を考え、基金残高の活用については慎重に検討していきます。
引き続き、持続可能な財政基盤を堅持するため、行財政改革に取り組み、中長期的な視点を持った財政運営に努めていきます。

主な財政指標の推移



※R7までは決算額、R8は決算見込額

財政調整基金

年度間の財源の不均衡の調整や、突発的な財政需要等に対応するなど、
安定的な財政運営をするための積立金。

実質公債費比率

普通会計（一般会計など）の市債、借入金の償還費に加え、公営企業債
の元利償還金に対する繰出金や債務負担行為に基づく支出のうち公債費に
準ずるものなどを含めた実質的な公債費が財政に及ぼす負担を示す比率。
18%以上になると、地方債の発行に際し県知事の許可が必要となります。

経常収支比率

財政構造の弾力性を示す比率。低いほど弾力性があることを示します。
経常的な収入と支出のバランスを見るもので、経常的な支出とは、人件費、
扶助費、公債費といった義務的経費や、施設の運営、維持管理費など、毎
年経常的に支払わなければならない支出となるものです。

健全化法に基づく指標

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な
対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に
関する法律」に基づくもので、実質的な赤字や第三
セクターなどを含めた借入金の負担などを表す指標
です。

4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比
率が基準より悪化すると、国の指導により財政の健
全化を図る必要があります。

健全化判断比率（令和7年度決算）（単位：％）

指 標	三条市の 比 率	早期に自主的な 財政の健全化が 必要になる基準	国の管理・指導を 受けた財政の再生 が必要になる基準
実質赤字 比 率	—	11.92	20.00
連結実質 赤字比率	—	16.92	30.00
実質公債 費 比 率	12.7	25.0	35.0
将来負担 比 率	47.9	350.0	

※実質赤字額、連結実質赤字額がないものは－で表示

資金不足比率（令和7年度決算）（単位：％）

特 別 会 計 の 称	三 条 市 の 比 率	早期に自主的な経営の 健全化が必要となる基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

※資金不足額がないものは－で表示

各指標の説明

実質赤字比率

財政運営の深刻度を示す比率。福祉、教育などを
行う一般会計の赤字の程度を指標化したものです。

連結実質赤字比率

市全体の財政運営の深刻度を示す比率。全ての
会計を合算して赤字の程度を指標化したものです。

将来負担比率

将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す
比率。一般会計の借入金や将来支払う可能性のある
負担などの程度を指標化したものです。

資金不足比率

経営状況の深刻度を示す比率。公営企業の資金
不足を料金収入の規模と比較して指標化したもの
です。



環境課 ☎34-5574

稲わらの焼却やもみ殻のく
ん炭化は、煙や悪臭で周囲の
人に迷惑となることがありま
す。すき込みで堆肥化しまし
よう。



消防本部 ☎34-1161

毎年、このろからの火災が
発生しています。このろの油
汚れは小まめに掃除し、周り
に燃えやすいものを置かない
てください。

また、調理中はこのろから
絶対に離れないください。



火災事例



建築課 ☎34-5727

① 木造住宅耐震診断・改修費等補助金

対象：昭和56年5月31日以前
に建てられた、地上3階以下
の一戸建て木造住宅

申込期限：10月30日(金)

無料耐震診断

要件：65歳以上のみか、要介
護被保険者、要支援被保険者、
身体障害者手帳を持つ人、療
育手帳を持つ人が住む住宅

耐震診断費補助

要件：無料耐震診断の要件以
外の住宅

補助額：診断経費から1万円
を差し引いた金額（最大8万
9千円）

耐震改修費等補助

要件：耐震診断の結果、上部
構造評点が1・0未満と診断
された木造住宅（耐震シエ
ルターは、市が指定した簡易耐
震診断で倒壊の危険性がある
と診断された住宅も含む）

補助額：次のいずれかの額
・耐震改修工事費の2分の1
（最大140万円）

・耐震シエルター設置費の2
分の1（最大30万円）

② すまい快適断熱リフォーム補助金

対象：市内の一戸建て住宅
補助額：断熱性を向上させる
工事費の10分の1（最大10万円）

工事完了期限：令和9年3月
31日(水)

③ ブロック塀等安全対策支援事業補助金

対象：市内の道路などに面す
る倒壊の危険性のあるブロ
ック塀の所有者などである個人

補助額：ブロック塀などの撤
去、建て替え、改修の工事費
の3分の2（最大15万円）

申込期限：10月30日(金)

④ 令和6年能登半島地震に係る住宅復興資金貸付金利子補給金

対象：居住していた住宅が能
登半島地震で一部損壊以上の
被害を受け、住宅の改修や修
繕のために必要な融資を令和
8年12月31日までに受けた人

補助額：建設、購入1,100万円、
補修590万円



税の話題を毎月お届け



詳しくはこちら

● 市民税・県民税の申告はお済みですか

市民税・県民税の申告をし
ないと、税証明書などの即時
発行ができなくなります。ま
だの人は申告ください。

対象：1月1日に市内在住
で、前年中の所得が給与か公
的年金のみ以外の人（収入が
なくても申告は必要です）

申告方法：申告書（HP）を提出
ください。

市民税・県民税の申告はお
済みですか

市民税・県民税の申告をし
ないと、税証明書などの即時
発行ができなくなります。ま
だの人は申告ください。

対象：1月1日に市内在住
で、前年中の所得が給与か公
的年金のみ以外の人（収入が
なくても申告は必要です）

申告方法：申告書（HP）を提出
ください。

今月の税金・料金

納期限：9月30日(水)

国民健康保険税……………第3期

後期高齢者医療保険料……………第3期

介護保険料……………第6期

保育料・副食費（公立）……………9月分

市営・県営住宅使用料（駐車場）……………9月分

下水道事業受益者負担金……………第2期

水道料金・下水道使用料……………9月分



⑧ しらさぎ荘 指定管理者

地域経営課 ☎34-5624

しらさぎ荘を管理いただき
ます。

指定期間：令和9年4月1日
～令和14年3月31日

業務内容・応募方法：募集要
項（HP）を確認ください。

応募期限：9月30日(水)



詳しくはこちら